

令和元年第3回
城里町議会定例会会議録 第4号

令和元年9月13日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉淵秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
代表監査委員	加藤木昭博
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉淵和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文

農業委員会事務局長 片岡宗徳
教育委員会事務局長 小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 阿久津雅志
書記 藤田真紀
書記 高丸哲史

1. 議事日程

議事日程第4号

令和元年9月13日（金曜日）

午後 2時03分開議

- 日程第1 承認第4号 専決処分第4号（令和元年度城里町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第46号 城里町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第47号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第48号 城里町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 城里町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第7 議案第51号 城里町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第54号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第55号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第56号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第57号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第58号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

号) について

- 日程第15 議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第17 議案第61号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第62号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第63号 平成30年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第64号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第65号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第66号 平成30年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第23 発議第2号 出頭拒否に対する告発について
- 日程第24 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第25 陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第27 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第28 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第29 報告第46号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第30 報告第47号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第31 報告第48号 城里町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第32 報告第49号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第33 報告第50号 城里町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱の制定
- 日程第34 報告第51号 城里町建設残土処理場及びストックヤード整備検討委員会設置要綱の制定
- 日程第35 報告第52号 平成30年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第36 報告第53号 衛生センター延命化事業に係る生活環境影響調査報告書
- 日程第37 報告第54号 町営南・米沢団地建替基本計画報告書
- 日程第38 報告第55号 平成30年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

日程第39 報告第56号 株式会社 桂ふるさと振興センター決算報告書

日程第40 報告第57号 株式会社 物産センター山桜決算報告書

日程第41 報告第58号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

追加日程第1 発議第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

追加日程第2 発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書

1. 本日の会議に付した事件

承認第4号

議案第46号

議案第47号

議案第48号

議案第49号

議案第50号

議案第51号

議案第52号

議案第53号

議案第54号

議案第55号

議案第56号

議案第57号

議案第58号

議案第59号

議案第60号

議案第61号

議案第62号

議案第63号

議案第64号

議案第65号

議案第66号

発議第2号

請願第2号

陳情第6号

発議第3号

発議第4号
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
報告第46号
報告第47号
報告第48号
報告第49号
報告第50号
報告第51号
報告第52号
報告第53号
報告第54号
報告第55号
報告第56号
報告第57号
報告第58号

午後 2時03分開議

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、クールビズの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしく願いいたします。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人21名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

承認第4号 専決処分第4号（令和元年度城里町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、承認第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第46号 城里町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 城里町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第49号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第50号 城里町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第51号 城里町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第52号 工事請負契約の締結について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） ただいま9番関 誠一郎君ほか7名から、議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議が提出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第53号に対する修正案を配付させます。

さらに傍聴人1名を許可いたします。

〔修正案配付〕

○議長（小唄 孝君） これより、議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてとあわせて修正案を議題とし、提出者の説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔9 番関 誠一郎君登壇〕

○9 番（関 誠一郎君） それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について説明をいたします。

修正案2ページをお開きください。

議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中、1億5,901万2,000円を1億4,146万8,000円に改め、107億5,477万4,000円を107億3,723万1,000円に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、20款繰入金、2項基金繰入金、補正額3億5,576万6,000円の減額を、3億7,331万円の減額に修正し、計2億9,882万円が2億8,127万6,000円になり、歳入合計の補正額が1億5,901万2,000円から1億4,146万8,000円になり、歳入合計107億5,477万4,000円から107億3,723万円になるものです。

次に、第1表、歳出です。

8款消防費、1項消防費、補正額2,037万1,000円を282万7,000円に修正し、計7億9,953万円が7億8,198万6,000円となり、歳出合計の補正額は1億5,901万1,000円が1億4,146万8,000円になり、歳入合計107億5,477万4,000円を107億3,723万円とするものです。

歳入では基金繰入金を、歳出では消防費をそれぞれ1,754万4,000円を減額するものです。詳細につきましては、3ページ、4ページにあります事項別明細書をご高覧ください。

以上、議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について説明いたしました。

○議長（小坏 孝君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう、不明な点について提出者へ説明を求めるものです。

したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、申し添えます。

それでは、修正案について質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、原案となります議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第54号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

議案第55号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第56号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第56号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第57号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第57号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第58号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第58号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） ただいま9番関 誠一郎君ほか7名から、議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）に対する修正動議が出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第59号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（小唄 孝君） これより、議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてとあわせて修正案を議題とし、提出者の説明を求めます。

9番関 誠一郎君。

〔9番関 誠一郎君登壇〕

○9番（関 誠一郎君） 議案第59号を説明いたします。

議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）に対する修正案について説明をいたします。

修正案2ページをお開きください。

第2条、令和元年度城里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の一部を次のように改める。

収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益の補正予算額、2,787万円を1,032万6,000円に修正し、計5億2,076万5,000円を5億322万1,000円とします。

これにより、水道事業収益の補正予算が2,955万円から1,200万6,000円になり、計7億7,325万円が7億5,570万6,000円となるものです。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用、第1項営業費用の補正予算額2,955万円を1,200万6,000円と修正し、計7億621万9,000円を6億8,867万5,000円とします。

これにより、水道事業費用の補正予算額の2,955万円が1,200万6,000円になり、計7億7,325万円が7億5,570万6,000円となるものです。

詳細につきましては、3ページの実施計画の修正案、そして4ページの実施計画明細書、収益的収入及び支出の修正案をごらんください。

以上、議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）に対する修正案について説明いたしました。

○議長（小唄 孝君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう、不明の点について提出者へ説明を求めるものです。

したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、申し添えます。

それでは、修正案についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、原案となります議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）
についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第60号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第61号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第61号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第62号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第62号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第63号 平成30年度城里町介護保険特別会計決算認定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案63号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第64号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第64号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第65号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第65号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第66号 平成30年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第66号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

決算特別委員長報告

○議長（小坏 孝君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定についてから議案第66号 平成30年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

決算特別委員長阿久津則男君。

〔決算特別委員長阿久津則男君登壇〕

○決算特別委員長（阿久津則男君） 決算特別委員長より報告いたします。

今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第60号から議案第66号の7件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がございましたので申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月4日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第63号 平成30年度城里町介護保険特別会計決算認定までの4件について審査を行いました。

続きまして、教育産業常任委員会は、9月5日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定所管分及び議案第64号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてから議案第66号 平成30年度城里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

各常任委員会とも、審査は執行部より関係課長、局長等の出席を求め、決算書の歳入歳

出決算書事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部より答弁がなされました。

審査の結果、議案第60号から議案第66号の7件の決算認定は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程において、各委員からありました主な質疑については、別紙報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご指摘につきまして十分に研究を積まれ、行政施策へ反映されることをご要望いたします。

議員各位の賛同を賜りますようお願いし、報告といたします。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成30年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されておりますので、後ほどご高覧お願いいたします。

討 論

○議長（小坪 孝君） これより討論に入ります。

初めに、承認第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これから討論を行います。討論は1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

議案第52号 工事請負契約の締結について反対討論を行います。

防災行政無線の戸別受信機の設置は、町民から待ち望まれた工事です。1日も早く工事を進めてほしいと私も一般質問で何回か町に求めました。

しかし、今回の計画は、設置を望む町民に平等に行き届くものではなく、対象者を山間部や独居高齢者、携帯電話などを使用していない世帯に限るなど、条件を狭めています。

この受信機の計画設置数も、当初は1,500戸だったものが3,000戸になったり4,000戸になったりと動いています。しかも、その根拠も明らかではありません。

当町は財政が豊かではありません。この事業の契約は随意契約が行われています。総額は4億3,000万円が予定されています。効果的な財政運営を心がけるのは当然ですが、防災無線は町民一人一人の命にかかわるものです。設置に当たっての対象者の基準や選択については慎重でなければならないと思います。全ての住民に設置することを前提にして、設置の希望を聞いていくことが望まれると思います。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清であります。

討論に入る前に、このたび台風15号で被害に遭われました多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議案第52号について賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、入札方法には幾つもの入札方法がありますが、大きな金額での事業には、企画、提案能力、さらには価格の下限がないプロポーザル方式は、今回の防災情報伝達システム整備工事には大変有効であったと思っております。

何よりも、仮契約締結に至るまでの経緯を見ても、議会代表を入れての検討委員会、これは昨年、さらに今年と2回開催をしております。検討委員会の意見書をもとに作成した内容を仕様書として、公募型プロポーザルを行使し、令和元年5月31日、最優秀提案者に株式会社富士通ゼネラルさんがなったわけであります。

その後、6月13日仮契約、そして6月18日議会定例会に上程、否決となったわけであります。

さらに、令和元年8月21日、契約内容を改め、宅内機1,500台から2,000台を増額し、3,200万増額。4億3,067万6,400円、税込みであります、の仮契約が締結に至ったわけであります。

今回、上程となりましたが、我が町の一般会計、金額は先ほど修正もありましたので、約107億であります。そのうちの、先ほど計算をしましたが、1.4%強を値引きの金額で占めているわけであります。町としたならば、大きなプラスと思いますが、議員各位の皆さんいかがでしょうか。どうぞ良識あるご判断をお願いするものであります。

また、昨日執行部におかれては、丁寧な説明会を開きました。約2時間の質疑応答の時間の中で、このようなことがありました。

点数が5点ぐらいならば2番手、3番手の業者を入れて、話し合いで何とかならなかったのかと。これは、小坪議長からの発言でありました。

これが本当だという形ならば、あっせん利得罪、さらには職権乱用に当たると思います。

[「言い過ぎだ」と呼ぶ者あり]

○12番(杉山 清君) そういったことを踏まえて、今回慎重なるご決断をお願い申し上げます。私の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(小坪 孝君) 杉山議員に申し上げます。

きのうの説明会は、公式上、本当のあれではないのですから、そういう質問したやつを言うてはいけないと思う。きちんと謝罪をしてほしい。

名指しで言うのはちょっとよくないと思う。

[「今、犯罪名言っているぞ」「何」「犯罪の名前を、罪名言っている、いっちょまえに」]

[「あのね」と呼ぶ者あり]

○議長(小坪 孝君) 何で……

〔「おかしいよ、それは」「ちょっと、ちょっと待ってください」「議長、休憩」「休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 暫時休憩しましょう。

午後 2時41分休憩

午後 3時01分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

3番猿田正純君。

○3番（猿田正純君） 3番猿田正純です。

私は、議案第52号 工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先週、9月4日に決算特別委員会が開催されました。その中で、昨年度、この工事の設計費として800万2,800円が支出をされていることを確認しております。防災行政無線デジタル化設計業務の成果として防災行政無線を更新し、新たな情報伝達システムを構築するためのシステム検討、回線構築、設計書作成等を行ったと報告されております。800万円もかけて設計を委託しているのです。何を今さら提案型で提案をさせるのでしょうか。

その防災無線は日本中で構築されているものです。城里町よりさらに山深い山間部でも構築、運用されているものです。その設計委託の成果品は何だったのでしょうか。800万円をかけて設計委託をした成果品の仕様書による一般、または指名競争入札をすべきと思います。なぜ随契に走るのか、私には理解できません。

以上が私の反対討論といたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

議案第52号 工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をいたします。

当工事契約は、防災情報伝達システム整備ということで、日本中の自治体が整備するものであります。その重要性は十二分に承知した上での反対討論であります。

注目すべきは、この工事契約の入札方法が公募型のプロポーザル方式であるということでございます。県で入札などの仕事をしていた方にお伺いをいたしました。このプロポーザル方式は随契の一種ですから、まずは随契ができるのか、できないのか、できる要件が整っているのか、否か、そこがポイントだということでもあります。

まず、随契ができる場合は、地方自治法第167条の2項随意契約というものがああります。

随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とありまして、9項目ございます。一般的には、2項目のその性質または目的が競争入札に適していないもの、一般的にはこれに該当をさせるということでございますけれども、では、その2項の性質または目的が競争入札に適しないもの、それはどのようなときか。城里町の建設工事委託業務の契約事務に関する規定第42条に、その性質または目的が競争入札に適しないものをするときは次に掲げるものということで、3項ございます。ところが、この3項、どの項目を見ても、とても随契にできる要件を満たしているとは思えません。

以上、議案第52号は随意契約ができないことを指摘をいたしまして、私の反対討論いたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 以上で第52号に対する討論を終結いたします。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第58号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第59号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第60号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第61号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第63号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第64号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小唄 孝君） これより採決に入ります。

承認第4号 専決処分第4号（令和元年度城里町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第46号 城里町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第47号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第48号 城里町国民健康保険診療所使用料等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第49号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第50号 城里町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第51号 城里町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第52号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第53号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

初めに、先ほど提出されました修正案について採決いたします。

議案第53号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

続いて、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除いたものを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第54号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第55号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第56号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第57号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第58号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第59号 令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

初めに、先ほど提出されました修正案についてを採決いたします。

議案第59号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

続いて、修正議決した部分を省く原案について採決いたします。

修正部分を除いたものを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第60号 平成30年度城里町一般会計決算認定を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第61号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第62号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第63号 平成30年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第64号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第65号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成する方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第66号 平成30年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で採決を終結いたします。

発議第2号 出頭拒否に対する告発について

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第23、発議第2号 出頭拒否に対する告発についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号の原案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります七会中跡地利用に関する調査特別委員会委員長関 誠一郎君より、発議第2号の趣旨説明を求めます。

特別委員長関 誠一郎君。

〔七会中跡地利用に関する調査特別委員長関 誠一郎君登壇〕

○七会中跡地利用に関する調査特別委員長（関 誠一郎君） それでは、提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明。令和元年9月13日。

それでは、出頭拒否に対する告発について、提案理由の説明をさせていただきます。

七会中跡地利用に関する調査特別委員会では、令和元年7月26日に本特別委員会の調査を行うため、証人喚問として水戸ホーリーホック沼田社長及び上遠野 修町長に出席を求

めました。しかし、沼田社長には出席していただきましたが、上遠野町長は前日の夕方、議長へ百条委員会への出席についてという文書を持参し、当日欠席されました。その文書について、一部読み上げたいと思います。

平素より大変お世話になっております。さて、令和元年7月26日に開催されます標記委員会には出席いたしませんので、ここにお知らせします。中略。現在の百条委員会の運営のあり方は、真実の究明よりも関係人の名誉をおとしめるための政治的なショーとなっているのではないのでしょうか。このように私に不利な行為を行う委員会に出席することはできません。私は、みずから説明責任を果たす意思があります。以上、あとは略しておきます。

以上のような内容です。証人本人の病気、交通事故、伝染病発生、未決勾留、家族の慶弔等、一般社会通念で認められるものなら正当性が高いと思われませんが、私はみずからの説明責任を果たす意思がありますと書きつつも、町長の主観的な理由から拒否しており、出頭できる客観的事情ではないと、正当な理由ではないと特別委員会は判断し、全会一致で決議したものです。

地方自治法第100条第9項の規定では、議会は選挙人その他の関係人が第3項または第7項の罪を犯したものと認めるときは告発しなければならないとされており、議案を提出するものであります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長（小坪 孝君） これより質疑に入ります。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

次に、発議第2号 出頭拒否に対する告発についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坪 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（小坏 孝君） これより請願の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。よって、請願の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第24、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

本案は、9月3日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 菌部 一君。

〔教育産業常任委員長 菌部 一君登壇〕

○教育産業常任委員長（菌部 一君） 教育産業常任委員会を代表し、9月3日に付託されました請願第2号の審査結果についてご報告をいたします。

9月5日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、学校現場における課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善など施策が重要です。また、義務教育費国庫負担制度につきましては、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて、地方自治体の財源を圧迫しております。子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であり、2020年度政府予算編成において実現されるよう当委員会といたしましては慎重に審議し、全会一致で採択することに決定をいたしました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長においてお諮り願います。

○議長（小坏 孝君） お諮りいたします。

請願第2号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情

○議長（小唄 孝君） 次に、陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第25、陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情を議題といたします。

本案は、9月3日に総務常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長河原井大介君。

〔総務民生常任委員長河原井大介君登壇〕

○総務民生常任委員長（河原井大介君） 総務民生常任委員会を代表し、9月3日に付託されました陳情第6号、審査結果についてご報告いたします。

9月4日に本委員会を開催し、陳情内容について審査をいたしました。

陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情につきましては、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することから、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、当委員会としては慎重に審議し、全会一致で採択とすることに決定をいたしました。

以上、総務民生常任委員会として、委員長報告といたします。

議長においてお諮りを願います。

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

陳情第6号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 異議なしと認めます。よって、採択することに決定いたしました。

○議長（小唄 孝君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位は控室でお待ちください。

午後 3時43分休憩

午後 3時53分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小唄 孝君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。
ただいま、6番菌部 一君ほか6名から、発議第3号が提出されました。
この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

○議長（小唄 孝君） 追加日程第1、発議第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります6番菌部 一君より発議第3号の趣旨説明を求めます。

6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 発議第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持に係る意見書の趣旨を申し上げます。

学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が3分の1に引き下げられました。地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために国の関係機関へ意見書を提出すべきものと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮りいたします。

○議長（小唄 孝君） これから質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長等へ提出させます。

日程追加

○議長（小唄 孝君） さらに、日程の追加についてをお諮りいたします。

ただいま、8番河原井大介君ほか6名から発議第4号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書

○議長（小唄 孝君） 追加日程第2、発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第4号の意見書の朗読は省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります8番河原井大介君より発議第4号の趣旨説明を求めます。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書の趣旨説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなり、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望するもので、国の関係機関への意見書を提出するべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮りを願います。

○議長（小唄 孝君） これから質疑を行います。

発議第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣ほか関係大臣へ提出させます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小坏 孝君） 次に、日程第26から日程第28まで、議会運営委員会及び総務民生常任委員会、教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを一括議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第46号 議会運営委員会視察研修報告書

○議長（小坏 孝君） 次に、日程第29、報告第46号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 関 誠一郎君。

〔議会運営委員長 関 誠一郎君登壇〕

○議会運営委員長（関 誠一郎君） 議会運営委員会を代表し、去る令和元年8月1日、2日に行いました研修についてご報告いたします。

本委員会は、長野県箕輪町議会を視察し、町ホームページでの生中継と動画配信のサービスの状況について及び議会運営についてを調査を行ってまいりました。

箕輪町議会は、平成12年、議会活動検討特別委員会を設置し、議会改革を開始。平成15年には、議会運営委員会とは別に議会活動活性化委員会を設置し、議会改革、活性化に努めています。10年前、議場の音響設備を更新した際、自動文字起こし機械を導入し、議会定例会や委員会では、質問時に自動でモニターに表示されるよう、先進的なシステムを設置しているとのことでした。

一般質問では、開会翌日の正午までの通告で、毎回全議員が質問に立ち、回数制限を設けず、提案された議案について納得がいくまで質問ができるようになっていました。城里町議会運営にも今後取り入れていきたい内容であり、早速、今定例会から一般質問回数の

撤廃を行ったところです。とても有意義で実のある研修となりました。

以上、調査概要を述べ、委員会報告といたします。

報告第47号 議会広報委員会視察研修報告書

○議長（小坏 孝君） 次に、日程第30、報告第47号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員長より報告を求めます。

広報委員長阿久津則男君。

〔議会広報委員長阿久津則男君登壇〕

○議会広報委員長（阿久津則男君） 議会広報委員会を代表し、去る令和元年8月20日、21日に行いました研修について報告いたします。

本委員会は、宮城県川崎町議会を視察し、議会広報紙の編集、発行について調査を行ってまいりました。

川崎町議会は、広聴・広報委員会を常任委員会とし、議会広報全国コンクールで優秀賞を受賞するなど、積極的な議会広報に努めています。取捨選択が重要で、文字数が多すぎても読みづらいので、重要な点のみ掲載し、あえて空白をつくることで最後まで飽きずに読んでもらえる広報紙づくりを心がけているとのことでした。また、議会と広報紙についてのアンケート調査も実施しており、住民の関心も高いとのことでありました。

研修を通して、他町村のやり方と比較し意見交換ができたことで、とても有意義な研修となりました。今後は、町民により関心を持ってもらえる魅力ある議会広報紙づくりができればと思っております。

以上、調査概要を述べて、委員会の研修報告といたします。

以上です。

報告第48号 城里町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

報告第49号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

報告第50号 城里町産地パワーアップ事業費補助金交付要綱の制定

報告第51号 城里町建設残土処理場及びストックヤード整備検討委員会設置要綱の制定

報告第52号 平成30年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第53号 衛生センター延命化事業に係る生活環境影響調査報告書

報告第54号 町営南・米沢団地建替基本計画報告書

報告第55号 平成30年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

報告第56号 株式会社 桂ふるさと振興センター決算報告書

報告第57号 株式会社 物産センター山桜決算報告書

報告第58号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（小坏 孝君） 次に、日程第31、報告第48号 城里町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則から、日程第41、報告第58号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については、後ほどご熟読お願いいたします。

以上で、今定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和元年第3回城里町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案等につきまして、慎重審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、議員各位から賜りました貴重なご意見につきましては、今後の町政執行の参考とさせていただきたいと存じます。引き続き格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今回まことに残念ながら、議会のご理解を得られませんでした案件につきましては、再考させていただきたいと存じます。

最後になりますが、議員各位には体調管理に十分注意され、城里町発展のため、ご尽力くださるようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

まことにお疲れさまでした。

議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、成立いたしました議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今回期間中に賜りました議員各位のご協力に対し心から感謝申し上げまして、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

○議長（小坏 孝君） 以上をもちまして、令和元年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時15分閉会